

鳥取県告示第442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社団法人鳥取県看護協会 会長 塩澤洋子	鳥取市江津 318-1	鳥取県看護協会訪問看護ステーション	鳥取市江津318-1	居宅療養管理指導	平成21年6月25日